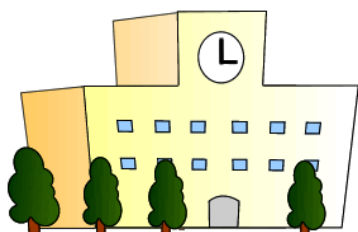


中学生と保護者のみなさんへ

中学校の評価について



河内長野市立中学校校長会
河内長野市教育委員会教育指導課

大阪府教育委員会では、平成28年度の大阪府公立高等学校入学者選抜(平成28年2月～3月に実施した選抜)から、調査書の各教科の評定は、目標に準拠した5段階の評価(いわゆる絶対評価)とされました。文部科学省が各教科や学年で学ぶべきことを示した、学習指導要領の目標をどの程度実現できたのか、その実現状況(達成率)を見る評価です。

河内長野市では、これらの変更に対応するため、市内中学校全体で、研修と研究を積み重ね、準備を行ってきました。

I 調査書評定には、学年ごとの府内統一ルールがあります



中学校や支援学校(以下「中学校等」と言います。)では、文部科学省が示している「学習指導要領」に従って、評価の基準を作成しています。

なお、それぞれの学校で絶対評価による評定を付ける時に、出来るだけ公平性を期するため、大阪府教育委員会では、中学校等が行う調査書評定について、**府内統一ルール**を定めました。



学習評価

生徒の学習評価を検証し、その実現状況を見る

学習状況の達成度を評価

市内統一ルールによる通知表の評価

チャレンジテストを基にした
評定の範囲による検証等

府内統一ルール

評 価 の 確 定

調査書の評定



II 河内長野市では

河内長野市立中学校では、大阪府教育委員会が定めた府内統一ルールに加えて、河内長野市教育委員会と中学校校長会、実際に評価を行う教員を構成員とする評価検討委員会において、さまざまな観点の協議を行い、市内統一ルールを定めて評価をしています。

これは教科の特性に応じた評価の出し方や府内統一ルールによる修正の仕方も含め、市内中学校が同じ歩調で評定の算出を行うためです。

なお、平成27年度は、府内公立高校入学者選抜における調査書を絶対評価にした初年度あり、府内統一ルールも年度途中で示されるという状況でした。このことから、再度、平成27年度の関連データを収集し、より望ましい評定の出し方を検討したところ、昨年度に実施した評価の基準が高かったとの結果から、平成27年度の学年末評定および平成28年度からの市内統一ルールを改訂しました。ご理解をお願いします。

- ① 平成27年度の学年末に付けた5段階評定については、下記の通り達成率の基準を低くした数値により、市内全中学校で調整を行ったうえで、府内統一ルールに従い、最終の修正を行いました。
- ② 平成28年度からは、通常の評価（通知表の評価）においても、改訂した下記の達成率の基準で評価を行うこととしました。

☆市内統一ルール

満足できる ⇒ 達成できるに標記を変更



観点別評価（A・B・C）

- | | |
|----------------------------------|--------------------|
| 【 A 】 十分 <u>達成</u> できていると判断されるもの | （＝目標の75%に達しているもの） |
| 【 B 】 概ね <u>達成</u> できていると判断されるもの | （＝目標の45%に達しているもの） |
| 【 C 】 努力を要すると判断されるもの | （＝目標の45%に達していないもの） |

≪H27年度通知表≫

80%以上
50%以上
50%未満

評 定（5段階）

- | | |
|---|--------------------|
| 【 5 】 十分 <u>達成</u> できていると判断されるもののうち、特に程度が高いもの | （＝目標の85%に達しているもの） |
| 【 4 】 十分 <u>達成</u> できていると判断されるもの | （＝目標の75%に達しているもの） |
| 【 3 】 概ね <u>達成</u> できていると判断されるもの | （＝目標の45%に達しているもの） |
| 【 2 】 努力を要すると判断されるもの | （＝目標の20%に達しているもの） |
| 【 1 】 一層努力を必要すると判断されるもの | （＝目標の20%に達していないもの） |

≪H27年度通知表≫

90%以上
80%以上
50%以上
20%以上
20%未満